

印西斎場使用要領

印西斎場は、印西市・白井市の2市が共同で設置し運営する施設です。
当施設を使用される方は、この要領をよくお読みいただき、記載されている
きまりを必ず守ってください。

印西地区環境整備事業組合 印西斎場

〒270-1324 千葉県印西市平岡 1538 番地

TEL 0476-42-1700 FAX 0476-42-6006

組合ホームページ <http://www.inkan-jp.or.jp/>

令和8年1月改正

目 次

■ 留意事項	1
■ 使用資格	1
■ 施設の概要	1
■ 施設の使用について	2
■ 施設の使用時間について	4
■ 施設の使用申込み時間	5
■ 施設の使用申請について	5
■ 施設使用料	6
■ 案内表示について	6
■ 火葬施設の使用について	7
■ 葬儀式場施設の使用について	8
■ 待合室の使用について	9
■ 霊安室の使用について	10
■ 駐車場の使用について	11
■ その他	11

■ 留意事項

- (1) 印西斎場は、宮型霊柩車の乗り入れを禁止しています。
- (2) 施設周辺の平岡地区では霊柩車の通行を一部制限されておりますので霊柩車は「国道」及び「県道」「幹線道路」をご利用ください。※別紙「霊柩車通行禁止道路」を確認してください。
- (3) 斎場職員への金品・進物等の受渡しは、固くお断りいたします。
- (4) ご遺体は、必ず納棺の上ご使用願います。
- (5) 式場の使用は、1葬儀1式場の貸出しです。複数貸し及び貸切りはできません。

■ 使用資格

どなたでもご使用いただけますが、関係市の方とそれ以外の方では使用料が異なります。

(6 ページ参照)

■ 施設の概要

- (1) 名称 印西斎場
- (2) 所在地 千葉県印西市平岡1538番地
お問合せ 午前8時30分から午後5時15分まで
電 話： 0476-42-1700
FAX： 0476-42-6006
- (3) 主な施設の内容 火葬施設： 告別室2室、収骨室2室、火葬炉6基、
霊安室（遺体保冷库4室）、運転手控室
葬儀式場： 100席用1室、70席用2室、遺族控室、式師控室
待合施設： 待合室6室(1室48脚)、待合ホール、売店等
駐車場： 普通車用91
車椅子使用者等用3台
マイクロバス用10台、管理用16台、サービス用3台

(4) 休場日と開場時間

施設等	休場日	開場時間
火葬施設	1月1日から3日まで 及び友引の日	午前9時から午後5時まで
葬儀式場	12月31日から翌年1月3日まで 及び友引の日の前日	午前9時から午後9時まで
霊安室	1月1日から3日まで	午前8時30分から午後5時まで (但し午後5時までに申し込みの場 合は、午後8時まで対応します。)

■ 施設の使用について

- (1) 館内は全館禁煙です。屋外の喫煙場所をご使用ください。
- (2) 火葬施設でのカメラ・ビデオ等の撮影はご遠慮ください。
- (3) 施設内での盗難、紛失、怪我、事故等の責任は負いかねますので、十分にご注意をお願いします。なお、貴重品のお預かりはしていません。
- (4) 施設・備品等の破損等について、故意または使用者による原因が明確な場合には使用者責任にて原状復帰をお願いする場合がありますので、取り扱いには十分ご注意ください。
- (5) ゴミ等は持ち込んだ方の責任でお持ち帰りください。施設使用後は簡易な清掃を行い、ゴミ等のないようにしてください。
- (6) 車椅子は、火葬棟エントランスホール（1台）及び式場（各1台）に用意してありますのでご利用ください。ご使用後は、元の位置にお返してください。
- (7) 次の行為はしないでください。
 - ① 道路上および施設石垣樹木への花環・葬儀案内看板類の設置
 - ② 施設周辺道路での違法（迷惑）駐車
 - ③ 施設周辺での集団行為や示威行為、または拡声器等の使用

(8) 公害、火葬炉の損傷、不完全燃焼の原因となる副葬品は、棺の中へ入れないでください。

棺に入れられない副葬品	
制限品目	考えられる障害
<p>◎プラスチック（ビニール）製品 例) ハンドバック、靴、ゴルフボール、おもちゃ、人形など</p> <p>◎化学繊維製品、カーボン製品 例) 洋服、寝具、ゴルフクラブ、テニスラケット、釣竿など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ダイオキシン類の発生 ●急激な燃焼による温度上昇 ●酸素不足による不完全燃焼 ●集塵装置の不具合 ●火葬時間の延長 ●焼骨の損傷
<p>◎ガラス製品 例) ビン類、めがねなど</p> <p>◎貴金属製品 例) 宝石、金、プラチナなど</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●焼骨、台車への焼付き ●炉内での爆発（密閉の場合） ●貴金属の焼失に伴う誤解の発生
<p>◎燃えにくいもの 例) ・果物（西瓜、メロンなど） ・書籍（辞書、アルバムなど） ・繊維製品（衣類、ぬいぐるみなど）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●火葬時間の延長 ●酸素不足による不完全燃焼
<p>◎危険物 例) 化粧品スプレー、ガスライター、電池など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●炉内での爆発 (ご遺骨損傷の原因となります。)

① ドライアイスが入れてありますと、正常な火葬ができませんので、斎場に到着するまでに必ず取り出してください。

② 心臓ペースメーカーをご使用されていた場合には、事前に病院で取り外すか、取り外せない場合は受付時に使用の有無について申し出てください。

※バッテリーが破裂し職員が怪我をする事故が全国で多発しております。お身内への
確実な確認をお願いします。

③ 義手、義足等はなるべく外してください。

■ 施設の使用申込みについて

印西斎場の火葬（「大人」、「子供（12歳未満）」、「死産児」、「四肢等」）、葬儀式場施設の使用申込みは、インターネットから印西斎場予約システムを使用します。予約システムを使用するためには事前に会員番号及びアカウントの取得が必要となります。（個人の場合は、直接斎場へ申し込みとなります）

印西斎場をご使用される葬祭業者は、所定の書式による葬祭業者登録を行なってください。（予約システム使用の場合、トップページからダウンロード出来ます。「会員番号登録申請書」）

登録をされますと斎場より会員番号及びアカウントが交付されます。交付された会員番号及びアカウントにより24時間対応予約システムによる申込みが可能となります。

(1) 「印西斎場予約システム利用会員番号登録申請書」に必要事項を記入して提出してください。

【記入事項】

- ・ 葬祭業者名
- ・ 支店営業所名（会員番号発行の対象）
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ F A X 番号
- ・ 問合せ担当者氏名
- ・ 誓約書

(2) 斎場より会員番号及びアカウントが発行されます。

(3) 発行された会員番号及びアカウントにより予約システムによる受付が可能となります。

(4) 予約システムを利用して葬儀式場、火葬施設の受付を行います。また、葬儀式場、火葬施設の受付状況を確認することができます。24時間いつでも受付が可能で、火葬実施日の10日前から受付することが可能です。

(5) 改葬及び霊安室の受付は電話受付のみとなります。（最長10日間の利用が可能）

① 受付電話番号 0 4 7 6 - 4 2 - 1 7 0 0

② 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

※ 但し、霊安室は午後5時までに受付をされた場合、午後8時まで受入を行います。

(6) 受付の手順等について（式場利用も含む。）

① 使用日時確定後、予約システムにて施設使用の申込みを行ってください。（仮予約）

② 予約システムの利用にあたっては、メールアドレスの登録が必要となります。

③ 斎場窓口でお渡しするメールアドレス登録方法を参照のうえ登録をしてください。

④ ログイン後、印西斎場予約システム手順書をご参照下さい。

(7) 死産児、四肢等、改葬の火葬は、なるべく午前中の早い時間又は午後の遅い時間をご使用ください。（改葬の受付は、電話での受付となりますので、ご注意ください。）

■ 施設の使用時間

予約時間（着火時間）

- | | | |
|------------|-------|--|
| (1) 9時30分 | 火葬のみ | |
| (2) 10時 | 火葬のみ | |
| (3) 10時30分 | 火葬のみ | |
| (4) 11時 | 火葬のみ | |
| (5) 12時 | 式場利用者 | } 但し、火葬日の前々日16時以降、前日の17時
までは、火葬のみの受け付けも可能となります。 |
| (6) 12時30分 | 式場利用者 | |
| (7) 13時 | 式場利用者 | |
| (8) 14時 | 火葬のみ | |
| (9) 14時30分 | 火葬のみ | |
| (10) 15時 | 火葬のみ | |

※予約時間（予約時間の20分前から受け入れできます。）は厳守してください。所定の時間に入炉できない場合は、入場の調整を行う場合があります。

■ 施設の使用申請について

- (1) 火葬のみご使用の場合、斎場着棺後、受付にて速やかに「印西斎場使用許可申請手続き」と「使用料」の納入をしてください。
- (2) 使用料は現金で前納です。（火葬のみの場合は火葬使用日、式場使用の場合は式場使用日、霊安室使用については除く）
- (3) 申込手続きに必要なもの
 - ① 「印西斎場使用許可申請書」（様式第1号）
 - ※ 印西斎場受付にて使用日当日にお渡しいたします。
 - ※ 申請者の署名をお願いします。
 - ② 亡くなられた方の「火葬許可証」等
（改葬においては「改葬許可証」、四肢等の火葬においては「医師の診断書」）
利用日前日の午後4時までには本予約を完了してください。（書類添付のこと。）
当日原本をお持ちください。
- (4) 「印西斎場使用許可申請書」等の必要書類を確認、受領した後、条例に基づき「印西斎場使用許可書」（様式第2号）を申請者に交付いたします。
- (5) 申請書等に不備がある場合には、申請者に不備内容の修正補完を求める場合があります。
- (6) 申請書受付、料金受領後、申請者宛の領収書をお渡しいたします。
- (7) 「富士建設工業株式会社」に委託していますので領収書も同社発行のものとなります。

■ 施設使用料

(1) 斎場の各施設の使用料は、現金にて前納となります。(火葬のみの場合は火葬使用日、式場使用の場合は式場使用日、霊安室使用については除く) 受付窓口において使用料の納入をお願いいたします。

区 分		単 位	料 金	
			関係市の者	それ以外の者
火 葬	大人	1 体	10,000 円	100,000 円
	子供 (12 歳未満)	1 体	5,000 円	50,000 円
	死産児	1 体	5,000 円	50,000 円
	改葬遺骨	1 個	5,000 円	50,000 円
	四肢等	1 個	5,000 円	50,000 円
式 場	式場 1 (100 席)	1 室 1 日につき	73,300 円	198,000 円
	式場 2 及び 3 (70 席)	1 室 1 日につき	52,300 円	143,000 円
霊 安 室		1 日 1 体	5,200 円	10,400 円

備考：

1. 「関係市の者」とは「大人」及び「子供」にあつては、死体火葬許可証に記載の故人の現住所、「死産児」にあつては、死胎火葬許可証に記載の父または母親の現住所、「改葬遺骨」にあつては、改葬許可証に記載の故人の現住所ただし、不詳等の場合は申請者の現住所、「四肢等」にあつては、診断書に記載の当該人の現住所が印西市及び白井市の者をいう。

※墓埋法第 9 条により印西市及び白井市が申請者の場合は、「関係市の者」を適用する。

2. 「それ以外の者」とは、前項に定める者以外をいう。
3. 式場は、通夜及び告別式をもって 1 日とする。
4. 霊安室の使用料は、24 時間を単位とする。

■ 案内表示について

印西斎場は、各室前に案内表示器を設置し、故人様名またはご葬家名を表示しています。

表示は、申込み時の「申込明細書」が元になっておりますので、表示名に変更等がある場合には、事前に事務室へご連絡ください。

■ 火葬施設の使用について

関係市内外を問わず、使用することができます。

- (1) 火葬施設の使用時間は、午前9時から午後5時までです。
- (2) 着棺から退場までのご使用は、概ね2時間です。
- (3) 予約時間の20分前から受入れします。また著しく遅れる場合には、斎場へご連絡ください。
- (4) 霊柩車に棺を乗せるときは、棺の頭部側が必ず車の運転席側になるようにお願いします。
- (5) 斎場職員との棺の受け渡しは火葬棟エントランスにて行います。霊柩車は誘導標識に従い、火葬棟エントランスにお進み下さい。
- (6) 霊柩車・マイクロバス以外の自家用車で来場されたご会葬者は、火葬棟玄関で運転手以外の方は降車していただきます。運転手の方は駐車場に車を駐車後、火葬棟にお越しいただけようご誘導ください。
- (7) 棺の大きさは、高さ60cm以内、幅65cm以内、長さ200cm以内です。
- (8) 持参された骨つぼは、エントランスホールに設置したテーブル上で、斎場職員立会いのもと破損等の確認をしてください。骨つぼの確認終了後は、指定の用紙に喪家名・申込み時刻を明記して外箱に添付してください。

※当斎場は全骨収骨です。十分な大きさの骨壺をご用意ください。

- (9) 受付が済み次第、告別室にて告別儀式を行っていただきます。ただし、当斎場内式場をご出棺された場合には、事前に喪主又は代表者の方に了解を得ていただき、要望がない限り原則として告別室内での再度の告別儀式を省略し、速やかに告別室を通過して炉前にて入炉と致します。
- (10) 告別室での焼香は、斎場で準備した抹香等を使用してください。
- (11) 玉串等は、使用者で準備をお願いいたします。
- (12) 葬祭業者の方は、告別中の室内においては斎場職員の指示に従っていただきます。その他、特別な宗教儀式を行なう場合には事前にお知らせください。
- (13) ご会葬者が供物等を持参された場合には、告別終了後にお持ち帰りいただきます。
- (14) 入炉に際して、炉前ホールでの宗教者による儀式等のご遠慮ください。
- (15) 入炉後ご会葬者は待合室にてお待ちいただきますよう、ご案内してください。
- (16) 火葬時間は入炉後、概ね1時間程度です。火葬終了後、遺族代表者に出炉確認をお願いいたしますので、葬祭業者の方は、代表者2～3名を1階エレベーター横までご案内してください。
- (17) 火葬状況は、火葬棟の運転手控室及び待合棟の配膳室の進行状況モニターにて確認できます。
- (18) 収骨の準備が整いましたら、待合ホール及びご利用の待合室へ館内放送にてお知らせいたしますので収骨室へご誘導してください。
- (19) 収骨に際して、お遺骨はすべてお持ち帰りいただきます。
- (20) 葬祭業者の方は、原則として収骨中の室内への立ち入りはご遠慮ください。その他、収骨時に儀式等を行う場合には、事前にご連絡ください。

- (2 1) お遺骨の他に骨つぼに納める物品（故人の愛用品）がある場合には、事前または収骨時にお申し出ください。
- (2 2) 分骨の場合には、事前に受付にて分骨証明の手続きをしてください。申請書は、予約システムのトップページからダウンロード出来ます。（火葬証明交付申請書）
証明書は火葬当日に当斎場にて斎場職員が分骨したものに限り交付します。
- (2 3) 収骨後、会葬者の誘導をお願いします。

■ 葬儀式場施設の使用について

構成市内外を問わず、当施設で火葬する場合にお通夜、告別式で使うことができます。併せて待合室及び遺族・式師控室も使用できます。

- (1) 葬儀式場使用者の火葬時間は、12 時・12 時 30 分・13 時です。出棺時間は時間厳守でお願いします。
- (2) 告別日の朝、斎場職員が式場横に回廊台車を設置いたします。
- (3) 葬儀式場から火葬棟への柩の移動は、回廊台車を使用し、回廊を通って火葬棟エントランスまでお願いします。また、回廊台車での移動は使用者に行っていただき、火葬棟エントランスから斎場職員に引継ぎます。
- (4) 葬儀式場施設の使用時間は、通夜及び告別式をもって1 日とします。
- (5) 骨葬（火葬後に葬儀式を行うこと。）及び年回忌法要等でのご使用はできません。
- (6) 式場・待合室の設営及び花輪の設置開始時間は、原則午後 3 時 30 分からです。但し、初めて使用する葬祭業者及び祭壇の飾り替えがある場合は、午後 3 時からとします。
- (7) 受付で使用手続きを済ませ、斎場担当者との打合せ、遺族控室及び金庫の鍵等の受け取りをしてからご使用ください。
- (8) 仕出し及び生花等の搬入、搬出は、式場裏の通用口から行ってください。
- (9) ホールは各式場の共有部分のため、看板等の設置はご遠慮ください。
- (10) 壇上は、靴を脱いで設営してください。
- (11) 各式場には、仏式の葬儀を執り行える祭壇が常設してあります。日蓮正宗、神式、キリスト用祭壇の用意もありますが、祭壇の飾り替えは使用者でお願いいたします。
- (12) 使用について、下記の場合は事前にご相談ください。
- ① 外部からの祭壇の持ち込み（仏式以外の祭壇が他式場と重なった場合に限る）
 - ② 花祭壇の設置
- (13) 壇上は、水使用の飾りつけはご遠慮ください。壇下での水使用の生花の設置は可能ですが、水漏対策を行ってください。
- (14) 祭壇及び付属品を取り扱う際は、白手袋等を着用してください。
- (15) 式場使用の場合は、式場にてお別れをしていただきますが、火葬棟告別室にて再度お別れをご希望の方は、事前に事務室までお申し付けください。

- (16) ろうそく・線香は、式場内のみご使用できますが、火気の取扱いには十分ご注意ください。
- (17) 式場には、香炉灰、線香等は準備してございませんので、使用者にてお願いいたします。
- (18) 葬儀式場では次の行為はできません。
- ① 物品の売買行為
 - ② 施設に従事する職員の金品等心づけの贈与及びそれを誘導する行為
 - ③ 灰皿のある場所以外での喫煙（加熱式たばこ、電子たばこ等を含む）
 - ④ 遺族控室、式師控室以外での飲食
 - ⑤ 施設が用意する案内表示以外の案内看板等の設置
 - ⑥ 施設が用意する放送設備以外の放送設備及び拡声器等の使用。映像設備・楽器等をご使用の場合は、使用前日までに斎場担当者と打ち合わせて承認を得てください。
 - ⑦ 式場以外での生花、果物等供養品の設置
 - ⑧ 花環の設置は、指定場所のみ可能とします。
 - ⑨ 斎場内のすべての場所におけるテント、幕、カーテン等の使用。ただし、葬儀式場内での祭壇飾付については、ご相談ください。
 - ⑩ 施設備え付け以外の冷暖房器具の使用。
 - ⑪ 当式場から敷地内だけを通行して火葬施設へ移動するための霊柩車の使用。
 - ⑫ 施設内壁面、天井、床、備品類への粘着テープ、画鋸、釘等の使用。（設備や施設を傷つけた場合は、実費をご負担いただくことがあります。）
 - ⑬ その他、他の方の迷惑となる行為。
- (19) ご使用後は、使用前の状態に戻し簡易な清掃をお願いします。また、忘れ物のないよう見回りをしてください。
- (20) ご使用後は、斎場職員が部屋の点検をいたします。その後、鍵等の返却をお願いいたします。
- (21) 遺族控室の使用については、次のことをお守りください。
- ① お部屋に備え付けの電話は内線専用です。
 - ② テレビ、冷蔵庫、コップ、湯飲み、ポット、急須、茶葉の備え付けがあります。
 - ③ 火の元には、十分ご注意願います。館内禁煙（加熱式たばこ、電子たばこ等を含む）になっておりますので、喫煙は指定場所をお願いします。
- (22) その他、ご不明な点は、斎場事務室にお尋ねください。

■ 待合室の使用について

(1) 待合室について

- ① 各待合室には、コップ、湯のみ、ポット、急須、茶葉が用意してありますのでご使用ください。
- ② 飲食物の持ち込みは可能ですが、室内の冷蔵庫内の飲物を使用された場合は、売店にて精算をお願いします。

- ③ 定められた場所以外での飲食・喫煙（加熱式たばこ、電子たばこ等を含む）はできませんので、会葬者へ案内、誘導をお願いします。
- ④ 使用後は、使用前の状態に戻すとともに、飲食物・ごみ等はその日のうちにお持ち帰りください。

【火葬時】

- ・ 火葬予約時間の1時間前から待合室の準備ができます。
- ・ 原則1部屋の貸出しです。使用者が48名を超える場合は、事前に協議が必要です。空き部屋があっても直前の申し出の場合は、貸出しできないことがあります。
- ・ 収骨の準備が整いましたら、待合ホール及びご使用の待合室へ館内放送しますので、誘導をお願いします。
- ・ 収骨後は待合室の使用はできません。

【通夜時】

- ・ 午後9時に閉場いたします。
- ・ 原則2部屋までの貸出しです。相当な人数の場合は空き状況により、3部屋まで使用可能ですが、事前に協議が必要です。

■ 霊安室の使用について

構成市内外を問わず、当施設で火葬する場合に限り使用することができます。ただし、死産児、四肢等は使用できません。

- (1) 霊安室の申し込みは、直接斎場へ電話してください。
- (2) 霊安室の受付時間は午前8時30分から午後5時までです。ただし、ご遺体のお預かり時間は午後8時までとなります。（最長10日間の利用が可能です。）
- (3) 斎場には必ず納棺された状態でご使用願います。
- (4) 搬入口は建物西側の霊安室入口よりお願いします。
- (5) 申請手続きは霊安室に納める前にお済ませください。
- (6) 棺には必ず故人の氏名を記載した故柩紙を貼ってください。
- (7) ご遺体は、汚汁漏れ、臭気漏れのないよう措置をし、ご使用願います。
- (8) 棺の大きさは、高さ60cm以内、幅65cm以内、長さ200cm以内です。
- (9) ドライアイスは入れすぎないようにお願いします。
- (10) お預かり、出棺の際には、斎場職員が立ち会いますが、使用者の方で入出庫作業をお願いします。
- (11) 搬入時の霊安室での葬祭行為はご遠慮ください。
- (12) 安置後の面会は、担当葬儀者同行のもと、事前に斎場事務室へご連絡ください。

■ 駐車場の使用について

- (1) 駐車スペースが限られていますので、多数の会葬者が想定される場合は、送迎バス等の運行をお願いします。
- (2) 駐車場棟内は右回りの一方通行となります。
- (3) 駐車場内では最徐行(20km以下)をお願いします。またアイドリングストップにご協力願います。
- (4) お帰りの際、構内道路からは、事故防止のため極力左折進行をお願いします。
- (5) 場内で事故等がありましても各人の責任で対応いただきます。当斎場では一切の責任は負いかねますので、鍵のかけ忘れ、事故等のないように十分注意してください。

■ その他

(1) 災害火葬について

当斎場では、災害発生時における火葬については、『印西斎場災害マニュアル』に準じ、行うこととなります。

災害時における火葬申込みは、予約システムでの予約はできません(電話申込のみ)のでご注意ください。

なお、詳細については斎場までお問い合わせください。

(2) 捨て看板について

葬祭案内の捨て看板の設置場所については、印西警察署から、標識・信号機など交通安全の障害となる様な場所には設置を控えるように指導がありました。

屋外広告物については千葉県屋外広告物条例において規制があるほか、千葉臼井印西線の平岡自然公園入口十字路の印西斎場方向は、セブンイレブン側への設置を控えるようお願いしており、その他の私有地での設置についても特に注意していただくようお願いします。